

## 吉田町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成24年11月30日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

### 財政的援助団体監査

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の種別

財政的援助団体監査

##### (2) 監査の対象

ア 吉田町浜田土地区画整理組合（所管：都市建設課）

イ 吉田町商工会（所管：産業課）

##### (3) 監査の実施日

平成24年10月18日 吉田町浜田土地区画整理組合

平成24年10月19日 吉田町商工会

##### (4) 実施した監査手続き

補助金に係る出納及びこれに係わる事務の執行について、各団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳票突合、質問その他必要と認めた監査を実施した。

#### 2 監査の結果

監査した結果、一部の指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各団体についての監査結果は、後述のとおりである。

(1) 吉田町浜田土地区画整理組合 【指摘あり】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書及び土地区画整理事業補助金交付申請書等の提出を求め、理事長及び職員から事業報告書並びに決算書及び土地区画整理事業補助金交付申請書等の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の吉田町浜田土地区画整理組合への補助金は土地区画整理事業に対する補助金 44,628,000 円、利子補給金 8,857,147 円、合計 53,485,147 円の交付決定がなされており、次年度繰越分 6,151,000 円を除く、交付済額は 47,334,147 円となっている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されていた。補助金の執行については、補助金交付申請手続き等に不備が散見された。

【指摘事項】

吉田町土地区画整理事業助成要綱の規定に基づく様式及び記述内容において誤りが認められた。

従って、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき適正に執行されていたとは認めがたい。

(2) 吉田町商工会 【指摘あり】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書の提出を求め、会長及び事務局から事業報告書並びに決算書及び商工業振興事業費補助金交付申請書等、小企業等経営改善利子補給金交付申請書等の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の吉田町商工会への補助金は商工業振興事業費補助金 8,000,000 円及び小企業等経営改善利子補給金 355,500 円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されていた。

商工業振興事業費補助金の執行状況は、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町商工業振興事業費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

小企業等経営改善利子補給金は申請手続き等に不備が散見された。

### 【指摘事項】

利子補給金交付申請等の手続きはされているものの、次のとおり不備があった。

- (1) 吉田町小企業等経営改善利子補給金交付要綱第4条規定の「委託契約」が吉田町と未契約であった。
- (2) 吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及び吉田町小企業等経営改善利子補給金交付要綱の規定に基づく様式及び記述内容において誤りが認められた。

従って、補助金（利子補給金）は吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及び吉田町小企業等経営改善利子補給金交付要綱に基づき適正に執行されていたとは認めがたい。

### 3 監査の意見・要望

今後について各団体は補助金に関する法令の遵守に努められたい。

特に、町当局（所管課）は補助金交付申請及び請求書の受付並びに補助金交付決定の審査にあたり、補助金交付申請団体に対し、吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）等に基づき、指導監督の徹底を図るとともに厳正な審査に努められたい。

# 定期監査

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種別

定期監査

### (2) 監査の対象

ア 税務課

イ 健康づくり課

ウ 社会福祉課

### (3) 監査の実施日

平成24年10月18日 税務課

平成24年10月19日 健康づくり課、社会福祉課

### (4) 実施した監査手続き

監査にあたっては、財務及び人事に関する法令に基づいて適正、かつ、効率的に執行されているかに主眼をおき、提出された資料と関係帳簿との照合を行わない内容の監査をしたほか、所属長から説明を聴取して実施した。

## 2 監査の結果

各課についての監査結果は、後述のとおりである。

- (注) 1 文中の金額のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満は四捨五入とした。
- 2 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。
- 3 時間外勤務時間数は、原則として小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までとした。

### (1) 税務課 【指摘なし】

平成24年9月30日現在において作成された資料に基づき、課長から職員別担当業務内容及び事務事業の概要、各種町税の賦課並びに徴収内容等について説明を受け、これを監査した。

なお、時間外勤務に関しては時間外勤務集計表・時間外勤務命令簿等に基づき、課長から説明を受け、これを監査した。

① 職員人数等は、次のとおりである。

管理職(課長、課長補佐、統括)3人、一般職員10人、嘱託員(町税徴収指導員)1人、臨時職員3人、行政サポーター1人の合計18人である。

② 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税義務者数等については、次のとおりである。

ア 町民税について

a 個人町民税の納税義務者数は15,886人(前年度対比0.6%増)、所得別の内訳は給与所得者12,086人(前年度対比0.9%増)、その他1,697人(前年度対比4.1%増)、営業所得者602人(前年度対比0.2%増)、農業所得者34人(前年度対比25.9%増)等である。

b 法人町民税では平成24年7月1日現在で854社(前年度対比0.6%増)である。

イ 固定資産税について

実納税義務者数は12,075人(前年度対比0.6%増)、課税地積は12,013,317㎡(前年度対比0.6%増)、家屋については2,731,001㎡(前年度対比0.9%増)である。

ウ 国民健康保険税について

a 加入世帯は医療給付費分及び後期高齢者支援金分とも4,158件(前年度対比0.3%減)、介護納付金分2,326件(前年度対比1.4%減)である。

b 被保険者数は医療給付費分及び後期高齢者支援金分とも7,719人(前年度対比1.6%減)、介護納付金分3,084人(前年度対比1.9%減)である。

③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)

ア 税務総務費

執行額は24,621千円で執行率は28.1%である。主なものは臨時職員賃金(3人分)1,941千円、過年度分町税還付金21,884千円等である。

イ 賦課徴収費

執行額は17,270千円で執行率は43.1%である。主なものは電算システム委託料9,826千円、滞納整理機構負担金1,993千円等である。

エ 時間外勤務については1人当たり時間29.34時間と庁内2番目に多かった。(庁内平均15.59時間)

オ 徴収率向上・滞納対策に対する取り組みについては、次のとおりである。

- a 滞納者に対し、国税徴収法及び地方税法に基づき財産調査及び差押を行なっている。
- b 徴収事務支援事業として、2人の県職員が短期派遣(5ヶ月間・週1回)されており、町税徴収指導員(週1回)と共に滞納対策にあたっている。
- c インターネット公売事業を実施すべく準備中である。
- d 税務課において対応困難な事案を滞納整理機構に依頼している。

監査の結果、いずれの事業も事業計画並びに予算に基づき、概ね執行されており、事務事業においても概ね適正に執行されている。

## (2) 健康づくり課 【指摘なし】

平成24年9月30日現在において作成された資料に基づき、課長から職員別担当業務一覧表、事務事業の計画並びに執行状況調書、業務委託事業一覧表等について説明並びに契約書等の提出を求め、これを監査した。

なお、時間外勤務に関しては時間外勤務集計表・時間外勤務命令簿等に基づき、課長から説明を受け、これを監査した。

### ① 職員人数等は、次のとおりである。

管理職(課長、統括)2人、一般職員10人(産休育休中2人含む)、臨時職員6人の合計18人である。

### ② 事務の事業執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)

#### ア 保健衛生総務費

執行額は253,232千円で、執行率は51.4%である。主なものは榛原病院負担金250,200千円等である。

#### イ 予防費

執行額は34,965千円で、執行率は31.4%である。主なものは予防接種委託料23,224千円、医薬材料費6,639千円等である。

#### ウ 母子衛生費

執行額は65,554千円で、執行率は37.0%である。主なものは乳幼児医療費35,214千円、小中学生医療費12,474千円等である。

#### エ 健康づくり事業費

執行額は3,927千円で、執行率は30.6%である。

オ 健康増進事業費

執行額は 18,555 千円で、執行率は 47.3%である。主なものは肺がん検診委託料 4,118 千円、大腸がん検診委託料 4,913 千円等である。

- ③ 時間外勤務については 1 人当たり 18.91 時間と庁内第 7 番目に多かった。(庁内平均 15.59 時間)

監査の結果、いずれの事業も事業計画並びに予算に基づき、概ね執行されており、事務事業も適正に執行されている。

(3) 社会福祉課 【指摘なし】

平成 24 年 9 月 30 日現在において作成された資料に基づき、課長から職員別担当業務一覧表、事務事業の計画並びに執行状況調書、業務委託事業一覧表等について説明並びに契約書等の提出を求め、これを監査した。

なお、時間外勤務に関しては時間外勤務集計表・時間外勤務命令簿等に基づき課長から説明を受け、これを監査した。(ただし、保育園は除く)

- ① 職員人数等は、次のとおりである。(ただし、保育園は除く)

管理職(課長、課長補佐、統括)6 人、一般職員 6 人、嘱託員 1 人、臨時職員 20 人(家庭相談員 1 人、児童厚生員 3 人、指導員 14 人、子育て支援センター職員 2 人)の合計 33 人である。

- ② 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)

ア 社会福祉部門

a 社会福祉総務費

執行額は 26,467 千円で執行率は 69.6%である。主なものは社会福祉協議会補助金 23,334 千円等である。

b 身体障害者更生援護費

執行額は 23,790 千円で執行率は 47.9%である。主なものは重度障害者医療費給付 22,602 千円等である。

c 心身障害者福祉施設等負担金

執行額は 13,846 千円(全額：駿遠学園負担金)で執行率は 54.1%である。

d 心身障害者自立支援費事業費

執行額は 112,912 千円で執行率は 46.0%である。主なものは生活介護給付費 33,863 千円、就労継続支援給付費 26,454 千円、施設入

所給付費 9,459 千円、共同生活介護サービス費 8,835 千円、厚生医療給付事業費 8,581 千円、デイサービス介護給付費 5,351 千円等である。

e 地域生活支援事業費

執行額は 12,754 千円で、執行率は 47.9%である。主なものは相談支援事業委託料 4,966 千円、日常生活用具給付事業 2,891 千円、移動支援事業委託料 1,641 千円等である。

イ 児童福祉部門

a 児童措置費

執行額は 208,840 千円で、執行率は 33.2%である。主なものは子ども手当費 105,635 千円、子どものための手当費 101,805 千円等である。

b 保育所費

執行額は 44,428 千円で、執行率は 9.0%である。主なものは保育園管理費 43,636 千円(内臨時職員賃金 45 人分 41,551 千円)等である。

なお、すみれ保育園建設事業費の執行額は 532 千円で、執行率は 0.1%である。

c 児童館費

執行額は 18,332 千円で、執行率は 41.7%である。主なものは児童館運営費 3,581 千円(内臨時職員賃金 3 人分 2,146 千円)、放課後児童健全育成事業費 12,527 千円(内臨時職員賃金 16 人分 9,843 千円)等である。

ウ 時間外勤務については 1 人当たり時間 20.67 時間と庁内 6 番目に多かった。(庁内平均 15.59 時間)ただし、保育園は除く。

監査の結果、いずれの事業も事業計画並びに予算に基づき、概ね執行されており、事務事業も適正に執行されている。

### Ⅲ 監査の意見・要望

税務課では、危機感をもって徴収率向上及び滞納対策に取り組んでいるが今後においても自主財源確保と税公平性の確保のため、努力されたい。

以上